○　胆江ブロック広域的水道整備計画

この計画は、旧水道法第５条の２に規定する広域的水道整備計画として、平成元年10月に策定（最新改訂：平成23年３月）したものである。

1 　水道の広域的な整備に関する基本方針

(1) 　計画の目標及び計画期間

本計画は、胆江圏域における水道を広域的に整備し、安全で安心な水を持続的に供給することを目標とする。

また、本計画の期間は、平成23年度から「岩手県水道整備基本構想」の目標年次である平成40年度までとする。

(2) 　水道の広域的な整備の必要性

胆江圏域の水道事業は、水源の大部分を地下水から確保してきたが、水量、水質両面において安定性に欠けているほか取水施設等の老朽化が見られる。また、新たな良質で安定した地下水源や河川からの取水は困難な状況である。

このため、奥州市及び金ケ崎町（以下「市町」という。）並びに奥州金ケ崎行政事務組合（以下「組合」という。）は、緊密な協力のもとに、長期的な見通しに立って、不安定な既存の自己水源を段階的にダムからの水源に切り替えて、広域的かつ計画的な水道の整備を行うとともに、水道施設における維持管理の効率化に努めながら、安定的かつ持続的な水の供給を確保していく必要がある。

(3) 　施設整備、維持管理及び財政等に関する基本方針

ア　施設整備

施設整備については、水需要の見通し、財政状況等を勘案しつつ、水道用水供給事業及び水道事業に係る施設整備計画に基づき、相互に調整を図りながら目標年次までに計画的な水道施設の整備に努める。

胆江広域水道用水供給事業を行う組合は、市町に対し安全で安定した水道用水を供給するため、胆沢ダムを水源とした根幹的水道施設の整備を行う。

また、水道事業を行う市町は、安全で安定した水の供給を確保するため、水量や水質が不安定で取水量が低下している既存の自己水源を段階的にダムからの水源に切り替えながら、水道施設の整備を行う。

イ　維持管理

施設管理については、老朽化した水道施設が多くなってきていることから、施設の保　守及び点検を適正に行うとともに、計画的な施設の更新や耐震化を推進する。

また、災害時等の事故に迅速かつ適切に対応できるよう応急給水体制等の充実を図る。

水質管理については、水質に応じて取水から給水までの各工程を適正に管理するとともに、検査項目に応じて自己及び共同による水質検査を行い、水質管理水準の向上を図る。

施設管理及び水質管理に当たっては、水道施設の運営に関する専門的な知識・経験を有する技術者を継続的に育成・確保するとともに、技術情報の収集等により技術水準の向上を図るなど維持管理体制の強化に努める。

ウ　財政等

国庫補助制度の活用や水道施設の段階的整備による市町の事業費負担の低減を図る　とともに、広域化による効率的な維持管理を推進し、健全な事業経営に努める。

(4) 　水道整備基本構想との関連

この計画は、「岩手県水道整備基本構想」における水道整備の基本方針をもとに、広域的水道の施設整備、維持管理及び財政等に関する必要な事項を定めるものである。

また、同構想は、中間年次の平成30年度に見直しを行うこととしていることから、その改定内容を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行う。

2 　広域的水道整備計画の区域に関する事項

(1) 　区域の範囲

計画区域は、奥州市及び金ケ崎町とする。

(2) 　需要水量と供給水量の見通し

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 給水人口（人） | 需要水量（ｍ3/日） | 供給水量（ｍ3/日） |
| 平成19年度 | 132,907 | 64,089 | 65,026 |
| 平成20年度 | 133,005 | 58,793 | 61,276 |
| 平成25年度 | 132,220 | 61,120 | 61,140 |
| 平成30年度 | 129,340 | 59,970 | 60,010 |
| 平成35年度 | 125,560 | 58,480 | 58,640 |
| 平成40年度 | 121,470 | 56,440 | 56,720 |

3 　根幹的水道施設の配置その他の水道の広域的な整備に関する基本的事項

(1) 　施設整備に関する事項

市町及び組合は、水需要の見通し及び財政状況を勘案しつつ、水道用水供給事業及び水道事業に係る施設整備計画に基づき、相互に調整を図りながら目標年次までに水道施設の整備に努める。

ア　水道用水供給事業

組合は、市町の水道事業に対し、安全で安定した水道用水を供給するため、胆江広域水道用水供給事業により段階的に胆沢ダムを水源とした浄水場等の根幹的水道施設の整備を行う。

これにより、現在、暫定的に胆沢川を水源として１日最大給水量7,550m3を供給しているが、第２期事業完了後の平成26年度から本格的に胆沢ダムを水源として１日最大給水量14,600m3の供給を開始し、平成40年度までに１日最大給水量43,500m3の供給を行う。

計画期別の浄水場整備規模及び計画1日最大給水量

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 計画期別（期間） | 浄水場整備規模（㎥/日） | 計画1日最大給水量（㎥/日） |
| 第1期（H2～H19） | 7,550 | 7,550 |
| 第2期（H20～H25） | 7,050 | 14,600 |
| 第3期（H26～H33） | 15,400 | 30,000 |
| 第4期（H34～H40） | 13,500 | 43,500 |

イ　水道事業

市町は、安全で安定した水の供給を確保するため、継続して使用可能な水源を維持しつつ、水量や水質が不安定で取水量が低下している水源を段階的にダムからの水源に切り替えながら、適正な規模や配置による施設の整備を行う。

(2) 　維持管理に関する事項

市町及び組合は、水道施設の運営に関する専門的な知識・経験を有する技術者を継続的に育成・確保するとともに、事業者間の情報交換や技術交流等により技術水準の向上を図り、維持管理体制の強化に努める。

ア　施設管理

施設管理については、老朽化した水道施設が多くなってきていることから、施設の保守及び点検を適正に行うとともに、アセットマネジメント手法の導入により、中長期的な視点に立って、計画的な施設の更新を推進する。

また、大規模な地震による断減水被害の未然防止や軽減を図るため、重要度、緊急度の高い基幹施設及び基幹管路から計画的な耐震化を推進する。

さらに、災害時等における水の供給を確保するため、平成20年岩手・宮城内陸地震の際の経験を生かし、緊急用資機材の相互運用、水道事業者間の緊急時用連絡管の施設整備等により、応急給水体制・応急復旧体制の充実を図る。

なお、応急復旧にあたっては、「水道の耐震化計画等策定指針」に沿って、胆江広域水道用水供給事業においては、水道事業における応急復旧作業に必要な用水を供給するために、復旧期間を最長１週間以内とすることを目標とし、市町の水道事業においては、最長４週間以内を目標とする。

イ　水質管理

水質管理については、水道の安全性及び信頼性の確保を図る観点から、水質に応じて取水から給水までの各工程を適正に管理するとともに、検査項目に応じて、共同検査施設である岩手中部広域水道水質検査センターを活用しながら、自己及び共同による水質検査を行い、水質管理水準の向上を図る。